

一般会計補正予算(地域商業再生エリア施設改修等工事)に対し、修正動議を提出

◆いじめ防止対策推進条例

あり、一定の周知期間を必要とするため今議会提案となつた。

委員から「上川北部管内の中では一早く取り組むものであり評価する」との意見が出されました。

当委員会の審査の結果、本条例は児童生徒の尊嚴を保持するものであり、安心して生活し、健やかに成長できる環境の形成に寄与することを目的として制定するものです。

いじめ防止対策推進法及び北海道いじめ防止等に関する条例に基づき、本町のいじめの防止等の対策の基本となる事項を明らかにし、児童生徒が安心して生活し、健やかに成長できる環境の形成に寄与することを目的として制定するものです。

◆介護予防生活支援事業条例の改正

健やかに成長できる環境の形成に寄与することから、「原案どおり可決するべきもの」と決しました。

A 追加又は縮小することはない。今後在宅医療など充実させていく予定もある。

当委員会の審査の結果、本条例は児童生徒の尊嚴を保持するものであり、「原案どおり可決すべきもの」と決しました。

◆平成28年度下川町一般会計補正予算(第7号)

歳入歳出それぞれ9億3,766万円を追加し、予算総額を71億1,890万円とするものです。

Q 本条例は新設・政策条例であり4月1日からの施行である。予算措置とともに3月提案されるべきではないか。

A 学校、保護者などの責務も規定するもので

事業の確定及び見込みによるもの、緊急を要するもの等です。

主な内容としては

○畜産収益力向上クラスタービン事業補助金

9億2,679万円

畜産飼養管理施設、家畜排泄物処理施設の国庫補助金(6億1,786万円)と国庫補助残の2分の1で町補助金(3億893万円)です。

介護保険法の改正により、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業が開始し、介護予防生活支援事業の一部と重複するため、対象者をそれぞれの事業に該当させ、介護給付費サービスの移行による新たな利用者負担基準額の設定に伴う改正を行うものです。

Q 改正することによつ

て事業が追加又は縮小するものはあるのか。

事業の確定及び見込みによるもの、緊急を要するもの等です。

